



# 金沢市公報

## 号外第9号

平成19年(2007年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
<b>● 条 例</b>		○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	25
○金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例 (交通政策課)	2	○金沢市民俗文化財展示館条例の一部を改正する条例 (国際文化課)	27
○金沢市副市長定数条例 (職員課)	5	○金沢市立ふるさと偉人館条例の一部を改正する条例 ( )	28
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 ( )	6	○金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 (商業振興課)	28
○金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例 (都市計画課)	8	○金沢市観光会館条例の一部を改正する条例 (国際文化課)	29
○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	13	○金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例 ( )	29
○金沢市行政手続条例の一部を改正する条例 (文書法制課)	13	○食肉流通センター条例の一部を改正する条例 (農林総務課)	31
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職員課)	18	○金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例の一部を改正する条例 (市民参画課)	31
○職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例 ( )	18	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (保険年金課)	32
○職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例 ( )	19	○金沢市額谷ふれあい体育館条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	33
○市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( )	19	○金沢市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例 (地域保健課)	33
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( )	19	○金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例 (道路管理課)	34
○金沢市特別会計条例の一部を改正する条例 (財政課)	21	○金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	35
○金沢市税外歳入の延滞金に関する条例の一部を改正する条例 ( )	21	○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)	38
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 ( )	21	○金沢市放牧場条例を廃止する条例 (農林総務課)	39
○金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 (市立工業高校)	23	○金沢都市計画事業金沢駅北土地地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例 (都市計画課)	39
○金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例 (教育プラザ富樫)	23		
○金沢美術工芸大学設置条例の一部を改正する条例 (美術工芸大学)	24		

## 条 例

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第1号

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 公共交通の利用の促進に関する基本的な施策（第8条—第14条）

第3章 公共交通の利用の促進のための支援等（第15条—第17条）

第4章 公共交通の利用の促進のための推進体制（第18条）

第5章 雑則（第19条）

#### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自家用車から公共交通への転換等による公共交通の利用の促進について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、公共交通の利用を促進するための基本となる事項を定めることにより、市、市民、事業者等が一体となって公共交通の利用を総合的に促進し、金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例（平成15年条例第1号）及び金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例（平成18年条例第6号）と相まって、良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「まちなか区域」とは、別表に定める区域をいう。

2 この条例において「パーク・アンド・ライド」とは、交通渋滞の緩和を目的に、本市の近郊において自家用車から公共交通機関に乗り換えて目的地に移動する行為をいう。

（基本理念）

第3条 公共交通の利用の促進は、公共交通が市民の日常生活における移動のための手段としてその利便性の向上が図られること及び市民によって積極的に利用されることを基本として行われなければならない。

2 公共交通の利用の促進は、公共交通が環境への負荷の少ない交通手段であることを認識し、環境への負荷の少ない社会への実現に資するものとして行われなければならない。

3 公共交通の利用の促進は、安全かつ快適に歩くことができるまちづくりや駐車場の適正な配置と相まって、金沢のまちの魅力を高め、にぎわいの創出に資するものとして行われなければならない。

4 公共交通の利用の促進は、地域の特性に応じて、市、市民、事業者等の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

## (市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共交通の利用の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、公共交通を事業として営む者（以下「公共交通事業者」という。）の当該事業の状況を踏まえ、公共交通事業者その他関係機関と協力しながら、公共交通の利便性の向上に努めるものとする。この場合において、特にまちなか区域においては、公共交通の利用によって円滑な移動を行うことができるよう配慮するものとする。

## (市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、公共交通の利用の促進についての理解と関心を深めるよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 市民は、まちなか区域においては、基本理念にのっとり、当該区域における交通渋滞及び環境への負荷の状況等を踏まえ、自家用車の利用を控えて公共交通を利用するよう努めなければならない。
- 3 市民は、まちなか区域以外の区域においては、基本理念にのっとり、できる限り公共交通を利用するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公共交通の利用の促進に配慮し、その従業員の通勤における公共交通の利用の促進その他の措置の実施に努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## (公共交通事業者の責務)

- 第7条 公共交通事業者は、基本理念にのっとり、公共交通の利用の状況を踏まえつつ本市の公共交通の利便性を高めるよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 公共交通の利用の促進に関する基本的な施策

## (公共交通体系の実現)

- 第8条 市は、公共交通事業者その他関係機関と協力しながら、その需要に応じて、市民及び事業者が利用しやすい公共交通体系の実現に努めるものとする。

## (まちなか区域における公共交通の利用の促進に係る施策の実施)

- 第9条 市は、まちなか区域における公共交通の利用を促進するため、公共交通事業者その他関係機関と協力しながら、まちなか区域全体の公共交通の利便性を高度に維持増進する等の措置を講ずるとともに、商店街等の事業者との公共交通の利用の促進に係る連携の推進、歩行環境等の確保その他必要な施策を実施するものとする。

## (公共交通重要路線)

- 第10条 市は、第8条に規定する公共交通体系の実現を図る上で重要であると認められる

路線（以下「公共交通重要路線」という。）について、関係機関の協力を得ながら、公共交通の利便性の向上及び利用の促進その他必要な施策を実施するものとする。

- 2 市民及び事業者は、公共交通重要路線における公共交通の利用に努めるとともに、公共交通機関が優先的に走行することについて協力するよう努めなければならない。

（パーク・アンド・ライドの利用の促進）

第11条 市は、公共交通事業者その他関係機関と協力して、パーク・アンド・ライドの利便性の向上に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、パーク・アンド・ライドの利用の促進に関する事項は、金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例第3章に定めるところによる。

（交通不便地域における地域交通計画）

第12条 山間地域その他の交通が不便であると認められる地域の住民により組織される団体で、自主的な運営により当該地域における交通手段を確保しようとするもの（以下「自主運営団体」という。）は、当該地域における交通手段に関する計画（以下「地域交通計画」という。）を策定することができる。

- 2 地域交通計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地域交通計画の名称

(2) 地域交通計画の対象となる交通手段

(3) 前号に掲げる交通手段の運行の経路、計画、経費その他の運行に関する事項

(4) その他当該地域において交通手段を確保するために必要な事項

- 3 自主運営団体は、地域交通計画を策定するに当たっては、本市の交通に関する計画と調和するよう努めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 4 自主運営団体は、第1項の規定により地域交通計画を策定したときは、市長と地域交通に関する協定（以下「地域交通協定」という。）を締結することができる。

- 5 市長は、地域交通計画に基づく当該地域における交通手段の確保を図るため必要があると認めるときは、当該地域交通協定の締結に係る自主運営団体が行う当該地域交通計画の具現化のための取組に協力するものとする。

（公共交通利用促進協定の締結等）

第13条 公共交通の利用を促進しようとするものと公共交通事業者とは、その相互において公共交通の利用の促進及び利便性の向上のための協定を締結することができる。

- 2 市長は、前項の協定でその内容が公共交通の利用の促進に寄与すると認めるものを公共交通利用促進協定として認定することができる。

- 3 市長は、前項の公共交通利用促進協定に係る活動に対して、必要な支援をすることができる。

（意識の高揚等）

第14条 市長は、公共交通の利用の促進に関する市民及び事業者の意識の高揚に努めるとともに、市民及び事業者による自主的かつ自発的な公共交通の利用の促進に関する活動が推進されるよう努めなければならない。

第3章 公共交通の利用の促進のための支援等

（国等への要請）

第15条 市長は、公共交通の利用の促進に関し必要があると認めるときは、国、県その他関係団体に対し、必要な協力を要請するものとする。

(援助)

第16条 市長は、公共交通の利用を促進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第17条 市長は、公共交通の利用の促進に著しく貢献したものを表彰することができる。

#### 第4章 公共交通の利用の促進のための推進体制

(公共交通利用促進市民会議)

第18条 市、市民、事業者等は、それぞれの責務に基づいて、自主的かつ自発的に公共交通の利用の促進に関する活動を推進するため、公共交通利用促進市民会議（以下「市民会議」という。）を組織するものとする。

2 市民会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 公共交通の利用の促進に向けた意識の高揚に関する事項
- (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項
- (3) その他公共交通の利用の促進に関する事項

#### 第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

犀川、浅野川、西日本旅客鉄道株式会社北陸線、主要地方道金沢・湯涌・福光線、市道1級幹線4号広坂・新桜坂線、市道2級幹線301号卯辰山公園線、市道準幹線503号橋場・天神町線、市道準幹線505号扇町・石引線、市道本多町3丁目線5号、市道石引3丁目線4号、市道石引4丁目線3号及び市道出羽町線1号で囲まれた区域
---

金沢市副市長定数条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第2号

#### 金沢市副市長定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を2人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 金沢市助役定数条例（平成8年条例第1号）は、廃止する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第3号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(金沢市職員等旅費条例の一部改正)

第1条 金沢市職員等旅費条例(昭和25年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「支出吏員」等を「支出者等」に改め、同条第3項中「支出吏員等」を「支出者等」に改める。

第16条第1項第2号ア中「助役、収入役」を「副市長」に改め、同項第5号中「助役、収入役、」を「副市長」に改める。

第16条の2第1項第1号ア、第2号ア及び第5号中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

附則第5項中「助役、収入役」を「副市長」に、「助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

別表第1号の表中「助役及び収入役」を「副市長」に改め、同表第2号の表中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 副市長

第1条第3号を削る。

第3条第2号中「助役」を「副市長」に改め、同条第3号を削る。

(金沢市職員定数条例の一部改正)

第3条 金沢市職員定数条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「助役及び収入役」を「副市長」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「助役」を「副市長」に改める。

(金沢市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第6条 金沢市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

（特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正）

第7条 特別職の職員の退職手当支給条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

第2条中「、助役又は収入役」を「又は副市長」に改める。

第3条第1項第2号中「助役」を「副市長」に改め、同項第3号を削る。

（市長等の給与の特例に関する条例の一部改正）

第8条 市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

（金沢市税賦課徴収条例の一部改正）

第10条 金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

（金沢市建築審査会設置条例の一部改正）

第11条 金沢市建築審査会設置条例（昭和26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市吏員」を「市職員」に改める。

（金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第12条 金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

（金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第13条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「収入役」を「副市長」に改める。

（金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第14条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「収入役」を「副市長」に改める。

（金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第15条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「収入役」を「副市長」に改める。

(金沢市副収入役設置条例等の廃止)

第16条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 金沢市副収入役設置条例（昭和38年条例第20号）
- (2) 労働基準法の施行に伴う金沢市職員に係る給与の応急措置に関する条例（昭和23年条例第269号）

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

---

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

#### ◎金沢市条例第4号

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等（以下「ラブホテル等」という。）の建築について、必要な規制を行うことにより、市民の清純な生活環境及び善良な風俗を保持し、並びに青少年の健全な育成を図り、もって市民の快適で良好な社会環境の形成に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「ラブホテル等」とは、名称のいかんにかかわらず、業として人の宿泊又は休憩の用に供するための施設のうち、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであって、その構造及び設備が次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 外側から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中に自由に出入りすることができる玄関を有しない構造であるもの
- (2) 玄関又は帳場が客との面接に適さず、又は附帯設備を設け、客と直接面接することを要しない利用を可能とする構造であるもの
- (3) 建築物の1階に設けられた駐車場及びピロティ（建物を支持する独立柱が並ぶ吹放ちの空間をいう。）の面積の合計の建築面積に対する割合が規則で定める割合を超える構造であるもの
- (4) 車庫又は駐車場に隔壁、ついたて等を設け、車庫又は駐車場の内部においてその全体を見通すことができない構造であるもの
- (5) 車庫又は駐車場から玄関又は帳場を経由せず、直接客室に通ずることができる専用の出入口を有する構造であるもの
- (6) 宿泊客以外の者であっても自由に利用することができ、かつ、当該施設の収容人員に応じ規則で定める広さのロビー、応接室、談話室等（以下「ロビー等」という。）



を有しない構造であるもの

(7) 宿泊客以外の者であっても自由に利用することができ、かつ、当該施設の収容人員に応じ規則で定める広さの食堂、レストラン、喫茶室等（以下「食堂等」という。）及びこれらに付随する調理室を有しない構造であるもの。ただし、市長があらかじめ第13条に規定する金沢市ラブホテル等建築審議会の意見を聴き、当該施設の立地上やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(8) ロビー等及び食堂等の共用部分の付近に男性用及び女性用に区分した共同用の便所を有しない構造であるもの

(9) 客室に専ら客の性的感情を刺激するための装置、照明、装飾品その他の設備を設けるもの

(10) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業を行うための施設であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、前条の目的に反するおそれがないものとして規則で定める当該施設については、この限りでない。

ア ダブルベッド（幅が1.3メートル以上であるベッドをいう。）を備える客室の数の全客室数に対する割合が規則で定める割合を超える構造であるもの

イ その床面積が規則で定める面積以内であり、かつ、定員が1人である客室の数の全客室数に対する割合が規則で定める割合に満たない構造であるもの

(11) 形態、意匠又は附属する広告物が周囲の清純な生活環境を害すると認められるもの

(12) 前各号に掲げる構造及び設備に関する基準を補足するために規則で定める当該基準の細目に該当するもの

2 この条例において「ホテル等」とは、旅館業法第2条第2項、第3項又は第4項に規定する営業を行うための施設をいう。

3 この条例において「建築」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築（規則で定める増築又は改築を除く。）、同条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替若しくは同法第87条第1項の規定による用途の変更又は次に掲げる修繕若しくは模様替をいう。

(1) 各客室の面積の変更又は総客室数の変更を伴う修繕又は模様替

(2) 規則で定める外観又は意匠の変更を伴う修繕又は模様替

（ラブホテル等の建築の禁止）

第3条 何人も、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域（次に掲げる区域を除く。）を除く本市の区域（以下「規制区域」という。）内においては、ラブホテル等の建築をしてはならない。

(1) 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）第5条第1項の規定に基づき指定された伝統環境保存区域

(2) 金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第5条第1項の規定に基づき指定されたこまちなみ保存区域

(3) 金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例（平成14年条例第10号）第5条第1項の規定に基づき指定された寺社風景保全区域

- (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項の規定に基づき定められた伝統的建造物群保存地区
- (5) 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね200メートル以内の区域
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条第1項に規定する各種学校
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- オ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- カ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園  
（ラブホテル等の建築の確認）

- 第4条 規制区域内においてホテル等の建築をしようとする者（以下「申請者」という。）は、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請等（以下「建築確認申請等」という。）を行う前（第2条第3項各号に規定する修繕又は模様替をしようとする場合にあっては、当該修繕又は模様替に係る工事の着工の前）に、規則で定めるところにより、市長に申請して、当該ホテル等の建築がラブホテル等の建築に該当するかどうかについて市長の確認（以下「ホテル等の確認」という。）を受けなければならない。
- 2 市長は、ホテル等の確認を行うときは、第13条に規定する金沢市ラブホテル等建築審議会の意見を聴かななければならない。ただし、当該審議会が軽微な事項と定めるものについては、この限りでない。
- 3 市長は、第2条第3項各号に規定する修繕又は模様替をしようとするホテル等に係るホテル等の確認を行うに当たり、当該ホテル等の構造及び設備が同条第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、当該ホテル等の建築が、第1条の目的に反するおそれがなく、かつ、当該修繕又は模様替をしようとする建築物の構造及び設備上やむを得ないと認めるときは、ラブホテル等の建築に該当しないものとしてすることができる。
- 4 市長は、ホテル等の確認をしたときは、その結果を申請者に通知するものとする。  
（標識の掲出）

- 第5条 申請者は、前条第1項の規定によるホテル等の確認の申請（以下「ホテル等の確認申請」という。）をした日後30日間、当該建築をしようとするホテル等の敷地内における公衆の見やすい場所に、当該ホテル等の建築の概要を記載した標識を掲出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の標識を掲出したときは、直ちに市長に届け出なければならない。  
（建築の説明等）

- 第6条 申請者は、近隣住民から当該ホテル等の建築に関する問い合わせがあったときは、説明会の開催その他の必要な措置を講じなければならない。  
（説明状況の報告）

第7条 申請者は、第5条第1項の規定により標識を掲出した日後30日を経過したときは、直ちに前条の問い合わせの内容及び同条の規定により講じた措置について市長に報告しなければならない。

(意見書の提出)

第8条 当該建築をしようとするホテル等の敷地の周囲おおむね200メートル以内の区域の住民及び土地の所有者その他の利害関係者は、規則で定めるところにより、市長に当該ホテル等の建築に関し、第1条の目的を達成する見地から意見書を提出することができる。

(指導又は勧告)

第9条 市長は、規制区域内においてホテル等の建築をし、又は建築をしようとする者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該ホテル等の建築について必要な指導又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第13条に規定する金沢市ラブホテル等建築審議会の意見を聴かなければならない。

(中止命令等)

第10条 市長は、次に掲げる者に対し、当該ホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 第3条又は第4条第1項の規定に違反してホテル等の建築をし、又は建築をしようとする者

(2) 虚偽のホテル等の確認申請によりホテル等の建築をし、又は建築をしようとする者

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第13条に規定する金沢市ラブホテル等建築審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第11条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、第13条に規定する金沢市ラブホテル等建築審議会の意見を聴かなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にホテル等又はホテル等の敷地若しくは建築現場に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(金沢市ラブホテル等建築審議会)

第13条 ラブホテル等の建築の規制に関する事項を調査審議するため、金沢市ラブホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (審議会の任務)

第14条 審議会は、この条例に規定する事項その他のラブホテル等の建築の規制に関する事項について市長の諮問に応じるほか、ラブホテル等の建築の規制に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

## (組織等)

第15条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) ホテル等の建築に関し識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## (罰則)

第17条 第10条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

## 附 則

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にホテル等の建築に係る建築確認申請等（第2条第3項各号に規定する修繕又は模様替をしようとする場合にあつては、当該修繕又は模様替に係る工事の着工）がなされる当該ホテル等の建築について適用する。

3 施行日前に金沢市モーテル類似施設設置規制指導要綱（昭和59年告示第5号）の規定によりされた手続その他の行為は、この条例に相当規定があるときは、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に存するホテル等で、ラブホテル等に該当すると認められるものについては、この条例の規定は、適用しない。ただし、施行日以後において当該ホテル等の建築をしようとする場合は、この限りでない。

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第5号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号カ中「歴史建造物」を「歴史遺産保存」に改め、同条第4号オ中「国民健康保険」を「健康保険」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

---

金沢市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第6号

金沢市行政手続条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続条例（平成8年条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 届出（第35条）」を  
「第5章 届出（第35条）」を  
第6章 意見公募手続等（第36条—第43条）」  
に改める。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改め、「関する手続」の次に「並びに規則等を定める手続」を加え、同条第2項中「手続」の次に「並びに規則等を定める手続」を加える。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第2号中「含む」の次に「。以下「規則」という」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 法律等 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに石川県条例及び石川県の執行機関の規則（前号に規定する石川県条例及び石川県の執行機関の規則を除く。）をいう。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 法令 条例等及び法律等をいう。

第2条第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 法律等申請 法律等に基づき、許認可等を求める行為であって、当該行為に対して市長等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 法律等不利益処分 市長等が、法律等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法律等において必要とされている手続としての処分
- イ 法律等申請により求められた許認可等を拒否する処分その他法律等申請に基づき当該法律等申請をした者を名あて人としてされる処分
- ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の法律等届出（市長等に対し一定の事項の通知をする行為（法律等申請に該当するものを除く。）であって、法律等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。）があったことを理由としてされるもの

第2条に次の1号を加える。

- (9) 規則等 本市の機関が定める次に掲げるものをいう。

ア 規則

イ 処分の要件を定める告示（以下「告示」という。）

ウ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

エ 法律等審査基準（法律等申請により求められた許認可等をするかどうかをその法律等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

オ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

カ 法律等処分基準（法律等不利益処分をするかどうか又はどのような法律等不利益処分とするかについてその法律等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

キ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

- 3 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。

(1) 条例の施行期日について定める規則

(2) 規則又は告示を定める行為が処分に該当する場合における当該規則又は告示

(3) 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則又は告示

(4) 本市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等

(5) 審査基準若しくは法律等審査基準、処分基準若しくは法律等処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関（以下「規則等制定機関」という。）の判断により公にされるもの以外のもの

(6) 国の機関又は石川県の執行機関が第37条第4項第1号に規定する意見公募手続と同

様の手続を実施して定めたものと実質的に同一の規則等

- (7) 法律又は条例の規定に基づきそれぞれ法令又は条例等の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等
- (8) 規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をする規則等
- (9) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の軽微な変更としてこの条例に基づく規則で定めるものを内容とする規則等

第4条に次の1項を加える。

- 2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。
  - (1) 本市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等及び本市の機関の内部における軽易な事務の処理に関しこの条例に基づく規則で定めるものについて定める規則等
  - (2) 本市の職員の職名、礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに本市の職員の間における競争試験について定める規則等
  - (3) 本市の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の本市の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。）並びに本市の財産及び物品の管理について定める規則等（本市が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）

第5条第1項中「申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）」を「審査基準」に改め、同条第2項及び第3項中「当該」を削る。

第11条中「（法律等に基づくものを含む。）」を「又は法律等申請」に改める。

第12条第1項中「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）」を「処分基準」に改め、同条第2項中「当該」を削る。

第13条第2項第5号及び第19条第1項中「規則」を「この条例に基づく規則」に改める。

第31条の見出し中「申請」の次に「又は法律等申請」を加え、同条第1項中「（法律等に基づくものを含む。以下この条において同じ。）」を「又は法律等申請」に改め、「申請」の次に「又は法律等申請」を加える。

第34条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第6章 意見公募手続等

（規則等を定める場合の一般原則）

第36条 規則等制定機関は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

- 2 規則等制定機関は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社